

九州シンクロトロン光研究センター 化学物質管理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、九州シンクロトロン光研究センター（以下「センター」という。）における化学物質の管理に関して必要な事項を定め、人への健康障害と災害の発生を防止するとともに環境への影響を低減することを目的とする。なお、生物試料については、別に規程を定める。

(定 義)

第2条 この規程に用いる用語の定義は、以下に示すとおりとする。

- (1) 化学物質とは、主に実験研究に使用する化学物質を指す。センター施設の維持管理に必要な化学物質で取扱いに注意を要するもの以外は除く。
- (2) 安全データシート(SDS)とは、労働安全衛生法第57条の2に定められた、化学物質の譲渡・提供元より示される、危険有害性等の情報が記載された通知文書を指す。
- (3) リスクアセスメントとは、取扱う化学物質の危険・有害性を事前に評価し、リスクの低減対策を講ずることを指す。

(適 用)

第3条 この規程は、センター職員及びセンターを利用する者に適用する。

第2章 組織及び職務

(組 織)

第4条 化学物質の管理に関する組織は、別図のとおりとする。

(センター所長)

第5条 センター所長は、化学物質による人への健康障害と災害の発生防止及び環境への影響低減に必要な措置の実施について総括する。

(安全管理室長)

第6条 安全管理室長は、室員を指揮し、化学物質による人への健康障害と災害の発生防止及び環境への影響低減に必要な以下の業務を統括する。

- (1) 化学物質の管理に係る安全審査
- (2) 化学物質の管理に係る指導、助言
- (3) 化学物質の管理に係る作業環境測定
- (4) 化学物質の管理に係る教育訓練
- (5) 化学物質の管理に係る健康診断

- (6) 化学物質の管理に関する各種データの管理
- (7) 化学物質の管理に係る設備・機器類の管理・点検
- (8) その他化学物質の安全管理に必要な事項

(化学物質管理者)

第7条 労働安全衛生規則第12条の5に基づき、化学物質管理者を置く。化学物質管理者はセンター所長が任命し、安全管理室長の監督の下、当該規則に定められた業務を行う。

(化学物質取扱主任者)

第8条 安全管理室長及び化学物質管理者を補佐するため、化学物質取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）を置く。

- 2 取扱主任者は、化学物質に関する専門的知識を有する者の中から、安全管理室長の推薦に基づき、センター所長が任命する。
- 3 取扱主任者は、化学物質の管理に関し、安全管理室長が指示する事務を掌理すると共に、安全管理室長不在のときは、その職務を代行する。

(液化・高圧ガス取扱主任者)

第9条 センター内で取扱う液化ガス及び高圧ガスの管理について、安全管理室長及び化学物質管理者を補佐するため、液化・高圧ガス取扱主任者（以下「ガス取扱主任者」という。）を置く。

- 2 ガス取扱主任者は、液化・高圧ガスに関する専門的知識を有する者の中から、安全管理室長の推薦に基づき、センター所長が任命する。

(化学物質取扱責任者)

第10条 化学物質の使用場所及び保管場所ごとに化学物質取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

- 2 取扱責任者は、センター所長が任命又は委嘱する。
- 3 取扱責任者は、化学物質の管理に関し、以下の業務を行う。
 - (1) 作業従事者の指導・監督及び教育訓練
 - (2) 保管庫等の鍵の管理
 - (3) 使用記録簿の管理
 - (4) 化学物質使用場所及び保管場所に係る掲示
 - (5) 保管中の化学物質ごとのラベル表示
 - (6) 化学物質管理状況報告書の提出
 - (7) その他化学物質の安全管理に必要な事項

(保護具着用管理責任者)

第11条 労働安全衛生規則第12条の6に基づき、保護具着用管理責任者を置く。保護具着用管理責任者はセンター所長が任命又は委嘱し、安全管理室長の監督の下、当該規則に定められた業務を行う。

(作業従事者)

第12条 化学物質の取扱作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）は、関係法令及び本規程を遵守し、取扱責任者が必要と認めて行う指示に従わなければならない。

第3章 化学物質の持込

(申請等)

第13条 センターに化学物質を持込み、保管する者は、化学物質持込申請書（様式第1号）を提出し、センター所長の承認を得なければならない。センター利用者の場合は、課題申請書、利用計画書等の当該項目への記入の上、センター所長の承認を得ること。

(遵守事項)

第14条 化学物質を持込む者は、前条の規定に加え、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 持込む化学物質の種類及び量は、必要最小限にとどめること
- (2) 持込む化学物質を危険性・有害性がより低い物質等への代替する、若しくは使用量の削減に努めること
- (3) 保管の承認を得た化学物質以外は、実験終了後、速やかに持ち帰ること
- (4) 液化・高圧ガス等、別取扱要領の定められたものについては、それに従うこと
- (5) 申請の際に各化学物質について、安全データシート（SDS）を提出すること
- (6) 申請者は化学物質の使用計画に基づいて、事前にリスクアセスメントを実施し、その結果を申請書・計画書内に記入すること
- (7) 承認を得た持込み申請の内容を利用実施前に変更する場合は、再申請を行うこと

(安全審査に係る書類の保管)

第15条 安全管理室長は、承認を得た申請に係る書類を保管すること。期間は3年とする。但し、対象物質ががん原性物質の場合は30年間とする。

第4章 使用、保管及び廃棄

(使用・保管場所)

第16条 化学物質の使用場所及び保管場所は、センター所長が指定する。

(遵守事項)

第17条 作業従事者は、化学物質を使用する場合には、取扱責任者の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定された場所以外では使用しないこと
- (2) 使用場所ごとに使用記録簿を備え、次の事項を記録すること
 - ア 使用日時
 - イ 使用場所
 - ウ 使用者の所属・氏名
 - エ 使用した化学物質の名称、数量及び使用量の内訳
- (3) 作業内容に応じ、局所排気装置、保護具等を適切に使用すること
- (4) 液化・高圧ガス等、別に取扱要領の定められたものについては、それに従うこと
- (5) その他化学物質を安全に使用するために関係法令等に定められた事項

第18条 作業従事者は、化学物質を保管する場合には、取扱責任者の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定された場所以外では保管しないこと
- (2) 安全管理室長が指示する数量を超えて保管しないこと
- (3) 転倒・転落防止等の適切な措置を講じた保管庫等に保管すること
- (4) 化学物質は堅固な容器に入れる、又は確実な包装を行い、以下の項目をラベル表示した上で、保管すること
 - ア 名称
 - イ 成分及びその含有量
 - ウ 危険有害性の種類
 - エ 人体に及ぼす作用
 - オ 貯蔵又は取扱上の注意
 - カ 保管者の氏名及び緊急連絡先（電話番号）
- (5) 毒物と劇物はそれぞれ区分して保管し、保管庫等及び容器には、外部から明確に識別できるよう毒物については赤地に白色をもって「医薬用外毒物」の文字を、劇物は白地に赤色をもって「医薬用外劇物」の文字を表示し、施錠すること
- (6) 液化・高圧ガス等、別に取扱要領の定められたものについては、それに従うこと
- (7) その他化学物質を安全に保管するために関係法令等に定められた事項

(掲示)

第19条 取扱責任者は化学物質の使用場所及び保管場所に、注意事項、取扱責任者の氏名及び連絡先を掲示しなければならない。

(廃棄)

第20条 作業従事者は、化学薬品の使用に伴う実験廃棄物（有害ガスを除く）を別に定める廃棄方法に従って廃棄しなければならない。

2 有害ガスは、除害装置を通して排気しなければならない。

(管理状況報告)

第21条 取扱責任者は、毎年3月末における化学物質の管理状況を、化学物質管理状況報告書（様式第2号）により、安全管理室長に報告しなければならない。

第5章 教育訓練

(教育体制)

第22条 安全管理室長は、取扱責任者に作業従事者の教育訓練を実施させなければならない。

2 取扱責任者は、作業従事者に対して必要な教育訓練を実施しなければならない。

(教育訓練の機会)

第23条 作業従事者に対する教育訓練は、次の各号に該当する場合には、遅滞なく実施しなければならない。また、初めて作業に従事する場合には事前に実施しなければならない。

- (1) 使用方法や設備を変更する場合
- (2) 事故・トラブル等が発生した場合
- (3) その他教育訓練が必要と判断される場合

(教育訓練の内容)

第24条 作業従事者に対する教育訓練は、次の各号に示す事項を周知すること。

- (1) 化学物質の危険又は有害性に関すること
- (2) 化学物質の安全な取扱に関すること
- (3) 化学物質の取扱に係る異常時の措置に関すること
- (4) その他必要な事項

(教育実施結果の記録)

第25条 取扱責任者は、作業従事者に対する教育訓練を行った場合には、その結果を記録し、3年間保存しなければならない。

第6章 作業環境測定

(作業環境測定)

第26条 安全管理室長は、屋内作業場で以下の各号に示す作業が常時作業として行われる場合には、当該作業場について労働安全衛生法第65条の1に基づく作業環境測定を実施しなけれ

ばならない。

(1) 特定化学物質を取り扱う作業

(2) 有機溶剤を取り扱う作業

2 作業環境測定は、6ヶ月を超えない期間ごとに、作業環境測定法第3条の規定により、作業環境測定士又は作業環境測定機関が実施する。

3 安全管理室長は、作業環境測定結果に基づき、取扱責任者に適切な措置を指示しなければならない。

4 安全管理室長は、作業測定結果の記録を3年間保存しなければならない。

第7章 健康診断

(健康診断)

第27条 センター所長は、次の各号の作業に従事するセンター職員のうち、必要と認める者について、特定化学物質等障害予防規則第39条及び有機溶剤中毒予防規則第29条に規定された、医師による健康診断を実施しなければならない。

(1) 特定化学物質を取り扱う作業

(2) 有機溶剤を取り扱う作業

2 前項の健康診断は、初めて作業する前及び作業を開始した後は6ヶ月を超えない期間ごとに行わなければならない。

3 健康診断の結果の記録は、5年間保存しなければならない。但し、対象物質ががん原性物質の場合は30年間とする。

第8章 緊急時の措置

(緊急時の措置)

第28条 事故・災害等が発生した場合又はそのおそれがある場合には、次の各号に掲げる緊急の措置を講じなければならない。

(1) 事故・災害等を発見した者は、直ちに安全管理室長、取扱責任者、放射線取扱主任者、その他関係者に通報しなければならない。

(2) 通報を受けた者は、速やかに状況を把握した上で、センター内の関係各所への連絡を行うこと。また、人命救助を最優先に応急措置等の対応行い、警察署・消防署等の関係機関に通報するとともに、被害拡大の防止に努めなければならない。

(3) 安全管理室長は、化学物質により健康に障害が発生し又はそのおそれがある者には、直ちに医師の診察を受けさせなければならない。

(4) 安全管理室長は、化学物質により周辺の生活環境に被害を生じ、又はそのおそれがあるときは、環境調査を実施し、状況を把握するように努めなければならない。

2 センター所長は、安全管理室長に事故原因の調査及び再発防止策を講じさせなければならない。

第9章 違反者に対する措置

(違反者に対する措置)

第29条 センター所長は、この規程に違反した者に対して、化学物質の持込や使用を制限するなどの措置を講じることができる。

第10章 雑則

(その他)

第30条 化学物質の管理に関して、この規程に定めのない事項は、センター所長が別に定める。

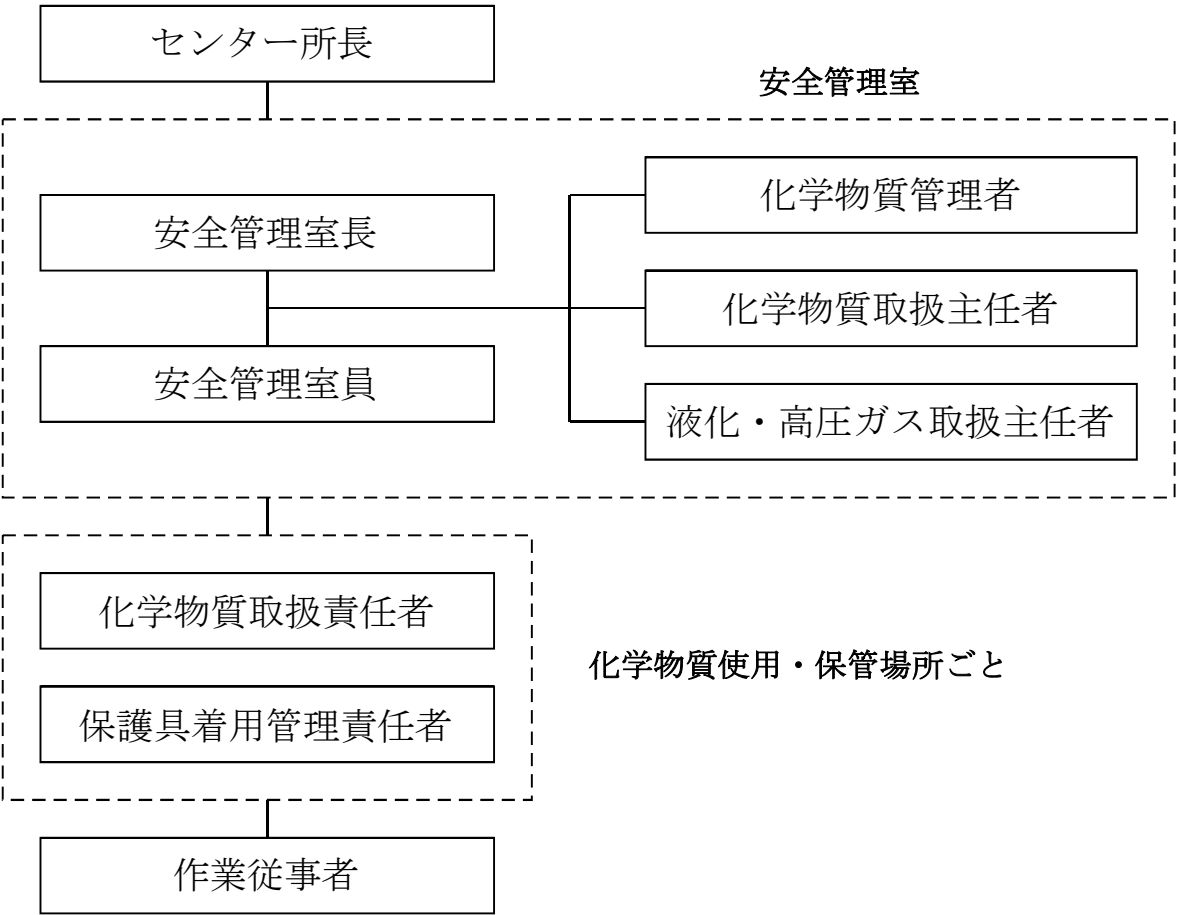
附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年9月1日から施行する。但し、様式1号及び2号、利用申請書内の書式変更については令和8年4月1日より適用とする。

別図 センター組織図(化学物質関連)



「化学物質持込申請書」記入要領

申請書は以下の項目に従って記入して下さい。

1. 持込期間は、次の点に留意して記入すること。
 - ・ 県有 BL ユーザー：ピークタイムを超えない程度の短期に限る。
 - ・ センター職員、他機関 BL 職員及びユーザー：実験研究のために真に必要な期間に限る。
2. 名称は略号等を避け、内容・成分（元素等）が明らかであるように記述すること。
可能な限り化学式を併記すること。
3. 持ち込む化学物質の安全データシート(SDS)を参照の上、次項の表内の当てはまる分類及び危険・有害性について、該当するもの全てを記載すること。
4. 3に加え、以下のものは、右の略号で全て記載すること。

・ 毒物（毒物及び劇物取締法別表第 1 に掲げるもの）	→ 毒
・ 劇物（毒物及び劇物取締法別表第 2 に掲げるもの）	→ 劇
・ 特定毒物（毒物及び劇物取締法別表第 3 に掲げるもの）	→ 特毒
・ 危険物（消防法別表第 1 に掲げるもの）	→ 危
・ 特定化学物質（労働安全衛生法施行令別表第 3 に掲げるもの）	→ 特化
・ 有機溶剤（労働安全衛生法施行令別表第 6 の 2 に掲げるもの）	→ 有溶
5. 実際に持ち込む数量を正確に記載すること。
6. センターHP の”ご利用案内>安全管理>化学物質のリスクアセスメントについて”の項目を 参照の上、事前にリスクアセスメントを実施して、その結果を記入すること。また、それに基づく安全対策について記載すること。
7. 申請書には、安全データシート(SDS)を添付すること。
但し、提出済みのものは、重ねて提出の必要はありません。

表 化学物質の危険・有害性の概要と申請書内での分類及び対応するGHSラベル表示

分類 GHS ラベル	A 	B 	C 	D 	
危険・有害性の概要	爆発物 自己反応性 有機過酸化物	可燃性・引火性ガス /エアゾール 引火性液体 可燃性固体 自己反応性/発熱性 自然発火性液体/固体 水反応可燃性 有機過酸化物	支燃性・酸化性ガス 酸化性液体/固体	高圧ガス	
分類 GHS ラベル	E 	F 	G 	H 	I 
危険・有害性の概要	急性毒性（区分 4） 皮膚腐食性・刺激性（区分 2） 皮膚感作性 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性（区分 2A） 特定標的臓器・全身毒性（単回暴露、区分 3）	急性毒性（区分 1-3）	金属腐食性 皮膚腐食性・刺激性（区分 1A-C） 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性（区分 1）	呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器・全身毒性（単回暴露、区分 1-2） 特定標的臓器・全身毒性（反復暴露） 吸引性呼吸器有害性	水生環境有害性

注意事項

- ・表中の区分については SDS を参照すること。
- ・毒物・劇物の分類に関しては、<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/ghs/pamp.pdf> 等のサイトを参照して、当てはまる場合は危険・有害性の項目に記載すること。
- ・保管場所及び保管容器には、表に示される GHS ラベルの表示を個別に行うこと。
また、毒物・劇物に関しては GHS ラベルとは別に表示を行うこと。